

北栄町における認定子ども園等の利用に関する規則・要綱の整理

項目	規則等の名称	概要
1	町立子ども園の管理運営に関すること 北栄町立認定子ども園管理運営規則の一部を改正する規則	町立認定子ども園の規則として下記①～③などについて規定していたが、町として行うべきものについての規程になっていなかったため、必要な事務及び基準について整理するもの ①教育・保育給付基準: No.2に定める ②入退所手続: No.4に定める ③利用者負担額: No.3に定める
2	子ども園等を利用するための認定に関すること 北栄町保育の必要性の認定等に関する規則	子ども・子育て支援法に基づき、保育に欠ける理由ごとの保育時間数、認定に関する事務手続きを定めるもの
3	保育料に関すること 北栄町子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額に関する規則	保育料の徴収基準額を定めるもの
4	入退所に関すること 北栄町子ども園等入所手続に関する規則	認定を受けた後の子ども園等の利用に関する事務について定めるもの
5	入所選考に関すること 入所選考方法及び選考基準に関する要綱	利用定員を超える入所申込みがあった場合の選考方法と選考基準を定めるもの
6	広域入所者への副食費補助に関すること 北栄町特定教育・保育施設副食費支援補助金交付要綱 【特定教育・保育施設】 市町村が施設型給付費の支給に係る施設として確認した子ども園、保育所など	副食費は施設による実費徴収であることから、町外の施設利用者に対する免除ができないため、支払った額に対して補助するもの(月額4,500円を上限とする) ※町内施設を利用する免除対象町内者については副食費を徴収しない。
7	副食費の徴収に関すること その他	副食費について、行事費用、教材費用などと同様に施設の実費徴収であるため、各施設が定める。 [北栄町立認定子ども園の取扱い] 各園が『園則』に副食費は月額4,500円とすることを規定する。

議案第 37 号

北栄町立認定こども園管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

北栄町立認定こども園管理運営規則の一部を改正する規則を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

2019 年 9 月 24 日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

北栄町規則第 号

北栄町立認定こども園管理運営規則の一部を改正する規則

第1条 北栄町立認定こども園管理運営規則(平成24年北栄町規則第9号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(事業部及び入園基準) 第3条 認定こども園の事業部及び入園基準又は利用者は、次のとおりとする。		(事業部及び入園基準) 第3条 認定こども園の事業部及び入園基準又は利用者は、次のとおりとする。	
事業部	入園基準又は利用者	事業部	入園基準又は利用者
幼稚部 (3～5歳児)	1号認定子ども 2号認定子ども	幼稚部 (3～5歳児)	1号認定子ども 2号認定子ども
保育部 (0～2歳児)	3号認定子ども	保育部 (0～2歳児)	3号認定子ども
		子育て支援センター (0～5歳児)	在宅子育て家庭
		(事業) 第4条 <u>幼稚部及び保育部は、北栄町立認定こども園管理運営規則(平成24年北栄町規則第9号。以下「認定こども園規則」という。)</u> の規定により事業を実施する。	
		2 <u>子育て支援センターは、北栄町子育て支援センター事業実施要綱(平成24年北栄町訓令第11号。以下「センター要綱」という。)</u> により事業を実施する。	
(職員)		(職員)	
第4条 略		第5条 略	

(職務)

第5条 略

(園務の分掌)

第6条 略

(職員の服務)

第7条 略

(教育と保育等の総合的な提供)

第8条 略

(学年)

第9条 略

(学期)

第10条 略

(教育週数及び教育時間)

第11条 略

(教育・保育課程の編成)

第12条 略

(幼保連携型認定こども園園児指導要録・出席簿)

第13条 略

(出席停止)

第14条 略

(事故報告等)

第15条 略

(学校安全計画及び危機等発生時対処要領)

第16条 略

(食育の推進)

第17条 略

(職務)

第6条 略

(園務の分掌)

第7条 略

(職員の服務)

第8条

(教育と保育等の総合的な提供)

第9条 略

(園内規程の設定)

第10条 園長は、法令及びこの規則に違反しない限りにおいて、必要な園内規程を定めることができる。

(学年)

第11条 略

(学期)

第12条 略

(教育週数及び教育時間)

第13条 略

(教育・保育課程の編成)

第14条 略

(幼保連携型認定こども園園児指導要録・出席簿)

第15条 略

(出席停止)

第16条 略

(事故報告等)

第17条 略

(学校安全計画及び危機等発生時対処要領)

第18条 略

(食育の推進)

第19条 略

(園外行事)

第18条 略

(園医、歯科医及び薬剤師)

第19条 略

(園外行事)

第20条 略

(園医、歯科医及び薬剤師)

第21条 略

(教育・保育の給付基準)

第22条 法第19条第1項第2号及び第3号の規定により、保育の必要性に係る事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 1月において、48時間以上労働することを常態とすること。

(2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。

(3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいをもっていること。

(4) 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。

(5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

(6) 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。

(7) 次のいずれかに該当すること。

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。

イ 職業能力開発促進法(昭和44

年法律第64号)第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

(8) 次のいずれかに該当すること。

ア 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。

イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること(アに該当する場合を除く。)

(9) 育児休業をする場合であつて、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業(以下「特定教育・保育施設等」という。)を

利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして町長が認める事由に該当すること。

(支給認定及び入所の手続)

第23条 児童の入所を希望する保護者は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育入所申込書(様式第1号)により、町長に申し込まなければならない。

2 町長は、前項の申込みがあった場合には、前条の規定に基づき、速やかにその適否を決定し、子どものための教育・保育給付に関する支給認定証(様式第2号)、認定申請却下通知書(様式第3号)、入園許可通知書(様式第4号)、入所承諾通知書(様式第5号)又は入園不許可通知書(様式第6号)、入所不承諾通知書(様式第7号)により、保護者に通知しなければならない。

3 第1項に規定する申込書の記載事項に変更があったときは、当該児童の保護者は、速やかに認定こども園・保育所等入所申込変更届(様式第8号)により、町長に届けなければならない。

4 町長は、児童の入所後において、当該児童に係る教育・保育の給付の適否及び保育料の決定のための課

税状況等について、年1回以上調査しなければならない。

5 前項に規定する調査に関し、当該児童の保護者は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育現況届(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

6 第2項に規定する入園許可・入所承諾については、前条に定める教育・保育の給付基準により公正な方法で選考する。

7 町長は、管轄外の特定教育・保育施設等に入所を希望する保護者からの申込みについては、その事務を代行しなければならない。

8 第1項及び第3項に規定する申込み及び届けは、管内認定こども園を経由することができるものとする。

(支給認定の取消し及び退所の条件)

第24条 町長は、法第24条第1項に掲げる場合に、当該支給認定を取消することができる。

2 町長は、前項の場合、当該児童に対する教育・保育の給付を停止し、又は退所させることができる。

(退所の手続)

第25条 保護者は、入所期間内において児童を退所させようとするときは、認定こども園・保育所等退所届(様式第10号)により町長に届けなければならない。

2 町長は、前項の届があったとき又は前条により退所させようとするときは、保育実施解除通知書(様式第11号)により、保護者に通知しなければならない。

(月の中途における入退所児童等の保育料)

第26条 月の中途に入所し、又は退所する児童のその月の保育料の徴収額は、その月の開所日数を基礎として日割計算により算出した額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 月の中途に生活保護法(昭和25年法律第144号)により扶助の開始されたものについては、その月から保育料を免除する。

3 月の中途において生活保護法による扶助の廃止されたものについては、第1項に準じて算定した額をその月の保育料とする。

(減免の申請)

第27条 条例第11条の規定により、保育料の減額又は免除を受けようとする保護者は、保育料免除(減額)申請書(様式第12号)を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請を受理した場合は、速やかにその実情を調査の上、保育料免除(減額)決定(却下)通知書(様式第13号)により、保護者に通知するものとする。

(納期)

(情報の提供)

第20条 略

(認定こども園の定員)

第21条 略

(設備及び運営)

第22条 略

(施設・設備の貸与)

第23条 略

(防火及び警備)

第24条 略

(防火管理者)

第25条 略

(非常変災等の対策)

第26条 略

(表簿)

第27条 略

(評議委員会)

第28条 略

(補則)

第29条 略

別表(第20条関係)

認定こども園名	入所定員	入所定員
	1号認定子ども	2・3号認定子ども

第28条 保護者は、保育料を保育料納入通知書(様式第14号)により、毎月指定された期日までに納付しなければならない。

(督促及び滞納処分)

第29条 保育料の督促及び滞納処分については、地方税法(昭和25年法律第226号)の例による。

(情報の提供)

第30条 略

(認定こども園の定員)

第31条 略

(設備及び運営)

第32条 略

(施設・設備の貸与)

第33条 略

(防火及び警備)

第34条 略

(防火管理者)

第35条 略

(非常変災等の対策)

第36条 略

(表簿)

第37条 略

(評議委員会)

第38条 略

(補則)

第39条 略

別表(第31条関係)

認定こども園名	入所定員	入所定員
	1号認定子ども	2・3号認定子ども

北栄町立北条こども園	9人	<u>204人</u>	北栄町立北条こども園	9人	<u>203人</u>
北栄町立大誠こども園	9人	148人	北栄町立大誠こども園	9人	148人
北栄町立由良こども園	6人	<u>132人</u>	北栄町立由良こども園	6人	<u>120人</u>
北栄町立大谷こども園	6人	<u>51人</u>	北栄町立大谷こども園	6人	<u>54人</u>

第2条 北栄町立認定こども園管理運営規則の一部を次のように改正する。
様式第1号から様式第14号までを削る。

附 則
(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(北栄町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部改正)
- 北栄町行政手続きにおける特定の個人を指揮×するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成28年北栄町規則第34号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(別表第1に定める事務)</p> <p>第12条 条例別表第1の13の項の規則で定める事務は、<u>北栄町子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額に関する規則（令和元年北栄町規則第〇号。以下「利用者負担額に関する規則」という。）第4条に定める保</u></p>	<p>(別表第1に定める事務)</p> <p>第12条 条例別表第1の13の項の規則で定める事務は、<u>北栄町立認定こども園管理運営規則（平成24年北栄町規則第9号。以下「認定こども園管理運営規則」という。）第27条に定める保育料の減免・免除に関する事</u></p>

<p>育料の減免・免除に関する事務とする。</p> <p>(別表第3に定める事務及び情報)</p> <p>第29条 条例別表第3の8の項の規則で定める事務は、<u>利用者負担額に関する規則第4条</u>に定める保育料の減免・免除に関する事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定めるものは、次に掲げる情報とする。</p> <p>次に掲げる情報</p> <p>ア～オ 略</p>	<p>務とする。</p> <p>(別表第3に定める事務及び情報)</p> <p>第29条 条例別表第3の8の項の規則で定める事務は、<u>認定こども園管理運営規則第27条</u>に定める保育料の減免・免除に関する事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定めるものは、次に掲げる情報とする。</p> <p>次に掲げる情報</p> <p>ア～オ 略</p>
---	---

議案第 38 号

北栄町保育の必要性の認定等に関する規則の制定について

北栄町保育の必要性の認定等に関する規則を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

2019 年 9 月 24 日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

北栄町規則第 号

北栄町保育の必要性の認定等に関する規則

(趣旨)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号以下「府令」という。)に定めるもののほか、保育の必要性の認定等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の定義は、法に定めるところによる。

(認定の申請等)

第3条 府令第2条第1項に規定する申請書は、子どものための教育・保育給付認定申請書兼入所申込書(現況届)(様式第1号)によるものとする。

2 前項の申請書は、特定教育・保育施設の利用の申込書及び府令第9条第1項の届書(現況届)を兼ねるものとする。

(保育の必要量の認定)

第4条 府令第1条の5第1号の規定による町が定める時間は、48時間とする。

2 府令第4条の規定による保育必要量の認定は、別表のとおりとする。

3 前項の規定に関わらず、保護者が別表に規定する区分ではない保育必要量の認定を希望し、町長が必要と認める場合は、審査した上で認定を行うものとする。

(支給認定の通知等)

第5条 法第20条第4項の規定による通知及び認定証は、子どものための教育・保育給付に関する支給認定証(様式第2号)とする。

2 法第20条第5項の規定による通知は、認定申請却下通知書(様式第3号)により行うものとする。

(教育・保育給付認定の有効期間)

第6条 府令第8条に規定する町が定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 府令第8条第4号ロに規定する期間は、効力発生日から、同日から起算して90日を経過する日が属する月の末日までの期間とする。
- (2) 府令第8条第6号及び第12号に規定する期間は、効力発生日から、府令第1条第9号に規定する育児休業に係る子どもが1歳に達する年度の末日まで又は当該小学校就学前子どもの小学校就学の始期に達する日までのうち、いずれか短い期間
- (3) 府令第8条第7号及び第13号に規定する期間は、保育の必要性の事由並びに子ども及び保護者の状況を勘案して町長が認める期間

(教育・保育給付認定の変更)

第7条 法第23条第1項の規定による申請は、教育・保育給付認定変更申請書(様式第4号)により行うものとする。

- 2 法第23条第3項において準用する法第20条第4項に規定する通知及び認定証は、子どものための教育・保育に関する支給認定証によるものとする。
- 3 府令第12条第1項に規定する通知は、支給認定通知書等により行うものとする。

(施設等利用給付認定の申請等)

第8条 府令第28条の3第1項に規定する申請書は、子育てのための施設等利用給付認定申請書(様式第5号)によるものとする。

(施設等利用給付認定通知書等)

第9条 法第30条の5第3項の規定による通知は、施設等利用給付認定通知書(様式第6号)によるものとする。

- 2 法第30条の5第4項の規定による通知は、施設等利用給付認定申請却下通知書(様式第7号)によるものとする。

(施設等利用給付認定の変更)

第10条 法第30条の8第1項の規定による申請は、施設等利用給付認定変更申

請書(様式第8号)によるものとする。

- 2 法第30条の8第3項において準用する法第30条の5第3項に規定する変更の認定に係る通知は、施設等利用給付認定通知書(様式第9号)によるものとする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規定の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
(子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること等の認定に関する準備行為に係る様式の使用)
- 2 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号)附則第2条の規定により、同法の施行の日前においても行うことができるとされた同法による改正後の子ども・子育て支援法第30条の5の規定による認定の手続その他の行為には、この規則による様式第5号から様式第9号までの様式を使用できる。

別表(第4条関係)

保育の必要量の認定に係る基準表

事由		保育必要量
第1号	就労	1月において120時間以上就労することを常態とするとき
		1月において48時間以上120時間未満の就労を常態とするとき
		保育標準時間(1日当たり11時間までの保育の利用の認定をいう。以下同じ。)
		保育短時間(1日当たり8時間までの保育の利用の認定をいう。以下同

		じ。)
第2号	妊娠又は出産	保育標準時間
第3号	疾病、負傷又は障がい	保育標準時間
第4号	同居親族の常時介護又は看護	保育標準時間
第5号	災害復旧	保育標準時間
第6号	求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っているとき	保育短時間
第7号	就学又は職業訓練	保育短時間
第8号	児童虐待又は配偶者暴力	保育標準時間
第9号	育児休業取得時に既にこども園等を利用しており、継続利用が必要と認められるとき	保育短時間
第10号	その他町長が認めるとき	町長が認める時間

議案第39号

北栄町子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額に関する規則の制定について

北栄町子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額に関する規則を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

2019年9月24日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

北栄町規則第 号

北栄町子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。)、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)に基づく教育・保育に関する利用者負担額(以下「保育料」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(保育料)

第2条 法第27条第3項第2号の町が定める額は、別表に定める額とする。

- 2 府令第7条の規定による通知は、利用者負担額決定通知書(様式第1号)により行うものとする。
- 3 教育・保育給付認定保護者(法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者で北栄町長が徴する者に限る。以下「保護者」という。)は、町長の発行する納入通知書により、毎月指定された期日までに保育料を納付しなければならない。
- 4 町外に居住する保護者に係る保育料は、第1項から前項までの規定にかかわらず、当該保護者が居住する市町村の定める額とする。

(保育料の特例)

- 第3条 月の中途に入所し、又は退所する児童のその月の保育料は、その月の開所日数を基礎として日割計算により算出した額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 2 月の中途に被保護世帯等となったときは、その月から保育料を免除する。
 - 3 月の中途において被保護世帯等に該当しなくなったときは、第1項に準じて算定した額をその月の保育料とする。

4 利用者負担額は、前項の場合を除き、変更の届出のあった日の属する月の翌月から変更する。

(保育料の減免)

第4条 保育料の減額又は免除を受けようとする保護者は、保育料免除(減額)申請書(様式第2号)を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請を受理した場合は、速やかにその実情を調査の上、保育料免除(減額)決定(却下)通知書(様式第3号)により、保護者に通知するものとする。

(督促及び滞納処分)

第5条 保育料の督促及び滞納処分については、地方税法(昭和25年法律第226号)の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則の施行の日以後に係る保育料から適用し、同日前に係る保育料は、なお従前の例による。

別表(第1条関係)

各月初日の入所子どもの 属する階層区分		保育料(月額)						
		1号 認定	2号認定(満3歳以上の保育 認定子ども)		3号認定(満3 の保育認定子			
階層 区分	定 義		4歳以上		3歳児		3歳未満児	
			保育標 準時間 認定	保育短 時間認 定	保育標 準時間 認定	保育短 時間認 定	保育標 準時間 認定	保育短 時間認 定

第 1	被保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第 2	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第 3	第 1 階層及び第 2 階層を除き、当該	48,600円 未満	0円	0円	0円	0円	0円	12,100円 (5,550円)	11,900円 (5,450円)
第 4 - 1	年度分（4月から8月にあつて	48,600円 以上 72,800円 未満	0円	0円	0円	0円	0円	18,600円 (9,000円)	18,300円 (9,000円)
第 4 - 2	は、前年度分)の市町村民税課税世帯であつて、その所得割額が次の区	72,800円 以上 77,101円 未満	0円	0円	0円	0円	0円	20,200円 (9,000円)	19,800円 (9,000円)
第 5 - 1	分に該当する世帯	77,101円 以上 97,000円 未満	0円	0円	0円	0円	0円	20,200円	19,800円
第 5 - 2		97,000円 以上 133,000円 未満	0円	0円	0円	0円	0円	27,500円	27,000円
第 5 - 2		133,000円 以上 169,000円 未満	0円	0円	0円	0円	0円	29,100円	28,600円

第6 -1	169,000円 以上 235,000円 未満	0円	0円	0円	0円	0円	0円	33,200 円	32,700 円
第6 -2	235,000円 以上 301,000円 未満	0円	0円	0円	0円	0円	0円	37,200 円	36,600 円
第7	301,000円 以上 397,000円 未満	0円	0円	0円	0円	0円	0円	40,500 円	39,800 円
第8	397,000円 以上	0円	0円	0円	0円	0円	0円	43,200 円	42,500 円

- 1 年齢の区分については、教育・保育給付認定子どもの入所のあった日の属する年度の初日の前日における年齢によることとする。
- 2 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の保育料は、3号認定の額を適用する。
- 3 この表において、「所得割額」とは地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割を計算する場合は、同法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しないものとする。
- 4 この表において、ひとり親世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯の教育・保育給付認定子どもについては、第3階層、第4-1階層及び第4-2階層の一部(市町村民税77,101円未満)に限り括弧書きの額を適用し、2人目以降は0円とする。
- 5 この表において、「ひとり親世帯」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する配偶者のない者で、現に児童を

扶養しているものの属する世帯をいう。

6 この表において、「在宅障がい児(者)のいる世帯」とは、次に掲げる世帯のいずれかをいう。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者のいる世帯
- (2) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に規定する療育手帳の交付を受けた者のいる世帯
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のいる世帯
- (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に規定する特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者のいる世帯

7 この表において、「被保護世帯」とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯をいう。

8 この表の規定にかかわらず、複数の子どもがいる世帯における利用者負担額は、次のとおりとする。

- (1) 世帯の2人目の子どもにあつては、表に規定する額の2分の1の額とする。ただし、市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯における子どもに係る利用者負担額は0円とする。
- (2) 世帯の3人目以降の子どもに係る利用者負担額は0円とする。

議案第40号

北栄町子ども園等入所手続に関する規則の制定について

北栄町子ども園等入所手続に関する規則を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

2019年9月24日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

北栄町規則第 号

北栄町こども園等入所手続に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る保育所、認定こども園(以下「こども園等」という。)の利用に係る手続について必要な事項を定めるものとする。

(入所の手続)

第2条 こども園等に児童の入所を希望する教育・保育給付認定保護者(以下「保護者」という。)は、北栄町保育の必要性の認定等に関する規則(令和元年北栄町規則第〇号)第3条に規定する子どものための教育・保育給付認定申請書兼入所申込書(現況届)を町長に提出しなければならない。

(入所承諾等)

第3条 町長は、前条の申込書の提出があったときは、公正な選考を期するため、必要な審査及び調査を行いうものとする。

2 町長は、入所を承諾したときは、入所許可通知書(様式第1号)により、保護者に通知しなければならない。

3 町長は、入所を不承諾としたときは、入所不承諾通知書(様式第2号)により、保護者に通知しなければならない。

4 町長は、北栄町入所選考方法及び選考基準に関する要綱(令和元年訓令第〇号)に規定する選考を行った結果、入所を不承諾とする場合は、保護者に対し入所保留通知書(様式第3号)により、その旨を通知するものとする。

(退園の手続)

第4条 保護者は、入所期間内において子どもを退園させようとするときは、退所届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の届出があったときは、保育実施解除通知書(様式第5号)により、保護者に通知しなければならない。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行し、同日前に入所する予定の児童に係る手続については、従前の例による。

議案第 4 1 号

入所選考方法及び選考基準に関する要綱の制定について

入所選考方法及び選考基準に関する要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

2019 年 9 月 24 日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

北栄町訓令第 号

入所選考方法及び選考基準に関する要綱

(趣旨)

第1条 北栄町こども園等入所手続に関する規則(令和元年北栄町訓令第 号)

第3条に規定する入所に関する児童の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入所の選考)

第2条 町長は、入所を希望する児童の数が入所可能な児童の数を超える場合に、入所する児童の選考を行うものとする。

2 前項の選考については、次の手順で行うものとする。

- (1) 別表による選考指数の高い児童から優先的に入所候補者とする。
- (2) 前号による選考指数の値が同じである場合は、別表優先順位表により、優先順位の高い児童から選考し、なお同じ選考指数の値の場合には、抽選により入所候補者を決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和元年 月 日から施行する。

別表(第2条関係)

番号	事由	項目	指数	
①	就労(月間以上就労す)	常時雇用(常勤の正規職員又はそれと同等と認められる雇用形態の場合)	10	
		常時雇用以外 自営(農林水産業を含む)	ア 就労時間が1週あたり35時間以上	10
		内職(家計補助を目的として委託者(製造加工業者・販	イ 就労時間が1週あたり30時間以上35時間未満の場合	9

るこ とを 常態 とす る場 合)	売業者)から原材料等の提供 を受けて、自宅で物品の製造 (組立)・加工等に従事する 者)	ウ 就労時間が1週あたり20時間 以上30時間未満の場合	8	
		エ 就労時間が1週あたり12時間 以上20時間未満の場合	7	
		就労先確定(就労先は確定しているが、就労時間等内容が未定の 場合)	6	
② 妊娠・出産			7	
③ 疾 病・ 障が い	疾病療養 (療養期間 中の利用 に限る。)	入院(1月以上入院を要する場合)	10	
		居宅内療養	ア 1月以上常時臥床での療養を 要する場合	9
			イ 精神疾患により1月以上安静 加療を要する場合	8
			ウ 上記以外で1月以上安静加療 を要する場合	7
		通院(1月以上、かつ、1週あたり4日以上通院加 療を要する場合)		8
		上記以外で子どもの保育ができない場合		6
	障がい	1、2級又はA判定程度	10	
		3級又はB判定程度	9	
		上記以外で子どもの保育ができない場合	8	
④ 介 護・ 看護	入院付添い(病院等の指示により1月以上入院の付添いに当た る場合)		8	
	居宅内介 護	寝たきり者介護(寝たきりが常態となっている者の介 護に当たる場合)	7	
		障がい児者介護(障がい児者の介護又は通園、通学、 通院に当たる場合)	6	
		一般介護(上記以外で要介護が常態となっている者の	5	

		介護に当たる場合)		
⑤	災害復旧		10	
⑥	求職活動(起業準備を含む)		3	
⑦	就学・職業訓練		6	
⑧	虐待・DV		30	
⑨	育児休業の間の継続利用		5	
⑩	その他(①～⑨までに類するものと認められる場合)		3～ 30	
調整項目	世帯等の特殊事情	ひとり親家庭(母子家庭、父子家庭又はそれに類する場合)	+20	
		生活保護世帯(生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯で就労により自立支援が図られる場合)	+5	
		きょうだい利用(3人目以降の利用の場合については、更に1点を加点)	利用申込みする子どものきょうだいが既に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用している場合(退所・卒所するきょうだいの場合は除く)	+10
			きょうだいで新規に入所を希望する場合	+3
			障がい児(保育士加配対象子どもが利用する場合)	+5
			障がい者(③以外の事由に該当する父母が③の障がい者に該当する場合)	+3
			保育士・幼稚園教諭・放課後児童支援員として勤務をする場合	+2
			その他(上記以外の世帯等の特殊事情)	-3 ～

				+20
	保育状況	対象外保育施設(特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業以外の保育施設(就労先の事業所内保育施設を除く。))を利用している場合		+3
		施設・事業変更	ア 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用している子どもが、年齢到達により利用施設・事業を変更しなければならない場合	+3
			イ アに掲げるもののほか、特別な理由があると認められる場合	+1
		父母の育児休業取得のため一旦利用を取りやめた子どもが再利用する場合(退所児童・育休対象児童ともに加算)		+3
<p><同一ランク・同一調整指数で並んだ場合の優先順位表> 同一ランク・同一調整で並んだときは、以下の順に優先します。</p>				
1	きょうだいと同一施設への利用が見込める場合			
2	当該施設の希望順位が高い場合			
3	保育の必要な事由間の優先順位(①～⑨の順) ①DV・虐待 ②災害復旧 ③疾病・障がい ④居宅外就労 ⑤看護・介護 ⑥居宅内就労 ⑦就学、育児休暇中の入所 ⑧妊娠・出産 ⑨求職中			
4	直近1年間に保育料の滞納がない場合			
5	その他の世帯状況(施設との近接性・所得・保育の必要な事由に係る拘束時間・祖父母の状況等)から、より保育が必要である場合			

議案第 4 2 号

北栄町特定教育・保育施設副食費支援補助金交付要綱の制定について

北栄町特定教育・保育施設副食費支援補助金交付要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

2019 年 9 月 24 日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

北栄町特定教育・保育施設副食費支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北栄町補助金等交付規則(平成17年北栄町規則第43号。以下「規則」という。)の規定に基づき、北栄町特定教育・保育施設副食費支援補助金(以下「補助金」という。)の交付について、規則で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 補助金は、令和元年10月から始まる幼児教育・保育無償化制度(以下「新制度」という。)の開始に伴い、特定教育・保育施設に入所する児童がいる家庭において新たに負担が発生する副食費に係る経費を支援することにより、新制度による激変緩和を図ることを目的として交付する。

(本補助金の交付)

第3条 町は、前条の目的の達成に資するため、本町の認定を受けて町外の特定教育・保育施設(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。)に入所する3歳から5歳までの児童(第3子以降の児童に限る。以下「対象児童」という。)に係る副食費(本町の認定期間に係るものに限る。)を支払う児童の保護者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 前項の第3子以降の児童とは、北栄町子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額に関する規則(令和元年北栄町規則第 号)別表による第3子以降の児童とする。

3 補助金の額は、当該児童に係る保護者が実際に特定教育・保育施設に支払った副食費の額(対象児童に係るものに限る。)とし、1月当たり4,500円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、町長が別に定める日までに、北栄町特定教育・保育施設副食費支援補助金交付申請書(様式第1号)に副食費の支払を証明する書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の書類の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し適当と認めるときは、北栄町特定教育・保育施設副食費支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

(補助金の返還)

第6条 町長は、偽りその他不正の行為によって、本補助金の交付を受けたものがあるときは、その者に交付した本補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

令和元年度前期 同日公開参観日まとめ

1 参観者数

	所・園						学校				総合計
	大誠	栄	由良	大谷	北条みどり	北条	小学校		中学校		
							北条	大栄	北条	大栄	
R1.6月	85	14	112	27	44	206	302	333	123	90	1,336(うち地域 230)
H30.10/11月	79	18	82	33	46	221	254	243	130	90	1,196(うち地域 121)
H30.6月	130	24	88	36	54	165	288	329	116	91	1,321(うち地域 215)
H29.10月	96	20	90	42	47	244	306	249	89	94	1,277(うち地域 162)
H29.6月	124	19	102	30	47	220	402	335	70	100	1,449(うち地域 229)
H28.10月	114	23	66	57	42	111	253	252	73	69	1,060(うち地域 171)

2 アンケート集計結果(所・園)

(1) 回収数

実施月	H29.6月	H29.10月	H30.6月	H30.10/11月	R1.6月
回収数(人)	135	155	154	116	178

(2) アンケート項目について

【A：よくあてはまる B：ややあてはまる C：あまりあてはまらない D：全くあてはまらない】

アンケート項目	実施月	A%	B%	C%	D%
1 子どもたちがよくあいさつをし、明るく過ごしている。	R1.6	70	26	4	0
	H30.10/11	66	31	3	0
	H30.6	76	22	2	0
	H29.10	87	13	0	0
	H29.6	74	25	1	0
2 子どもたちが遊びや活動などに主体的に参加している。	R1.6	89	10	1	0
	H30.10/11	81	18	1	0
	H30.6	81	19	0	0
	H29.10	92	7	1	0
	H29.6	82	18	0	0
3 保育者は、子どもが活動したくなるような環境づくりや言葉かけをしている。	R1.6	89	11	0	0
	H30.10/11	80	19	1	0
	H30.6	84	15	1	0
	H29.10	90	10	0	0
	H29.6	84	16	0	0
4 職員のあいさつ、言葉遣いなどがよい。	R1.6	86	14	0	0
	H30.10/11	80	19	1	0
	H30.6	84	15	1	0
	H29.10	95	4	1	0
	H29.6	83	16	1	0
5 園内はきれいにされている。	R1.6	88	11	1	0
	H30.10/11	77	22	1	0
	H30.6	83	16	1	0
	H29.10	88	11	0	0
	H29.6	85	15	0	0

(3) 意見〇感想 (〇よい点 ●課題)

【子どもの様子について】

- 園児は先生の言葉に耳を傾け、落ち着いて過ごしている。
- 子どもたちが元気いっぱい遊んでいてよかった。
- 子どもがリラックスして過ごし、園が安心できる場所だと感じた。
- 夢中になって遊ぶ姿を見ることができた。
- さりげない異年齢のかかわりも見られた。
- 給食を「自分で食べる」という姿を見ることができた。家ではつい親がしてしまう。
- 初めての参観日。始めは離れないから、どうかな?と思いましたが、ちまき作り、粘土のちまき作りで楽しそうな姿が見られて可愛かったです。いろいろの郷のお年寄りとの関わりも、いいですね。先生方との毎日の関わりも温かく感じました。たくさん楽しませてもらいました。ちまきおいしかったです。これからもよろしく願います。(1歳児保護者)
- 日常の様子や先生方の大変さが良く分かった。
- 地域の方や保護者と一緒に田植えをしたり、泥の中で思いっきり遊んだり、生き物と触れ合ったりでき、自然を満喫し、貴重な体験ができた。
- みんながのびのびと自由に楽しんでいる姿が見れてよかった。こんな遊び方があるのかと参考になりました。
- 家では見れない一面がたくさん見れてよかったです。
- 子ども達がいきいきしている。
- 家では見れない自主性が見れてうれしかったです。
- 園児たちが楽しそうに園生活を送っている姿が見れてとても良かったです。これからもよろしく願います。
- いつもの園の様子が見れてよかったです。
- 毎日楽しくお友達と過ごしている生活が感じられました。日々、成長している姿がたくましいです。
- 久々に来ましたが楽しそうで、見ていて楽しかったです。よく考え、よくお話したり、行動したり成長ですね。かわいい姿たくさん見れました。
- 笑顔いっぱいがかっこよかった。ごはん、野菜も食べていて安心しました。
- 子ども達の元気な様子が見られて良かったです。
- 子どもが楽しく体を動かせる環境作りをしておられ見ていて嬉しく感じました。
- 園児が元気よく遊んでいるので良かったです。
- 全体的に落ち着いていて、子どもが主体的に活動していると感じました。この園に入れて良かったと改めて思いました。
- ありのままに遊んでいる姿が楽しそうで何よりでした。
- 動き回ったりする子もなくて、落ち着いて集中して作業していて良かったです。
- 自分からあいさつしてくれる子がたくさんいました。少し恥ずかしい子は、言ったら照れながらもしてくれましたので気持ちが良かったです。
- 楽しそうに笹の葉を切っていて良かったです。
- 子どもが楽しそうに過ごしていて嬉しかったです。
- 親にとっても、子どもとじっくり遊んだり、様子を見られたりと、よい機会となりました。
- 環境が整っており、貼ってある園児の絵もとても良く書けていました。今年入園したばかりの子ですが、園になじみ楽しく活動していて安心しました。

- 4月から入園したのですが、先生方によくしてもらって、すっかり慣れて毎日楽しく登園しています。ありがとうございます。
- とても楽しく遊べていて、見ていてうれしかったです。
- 園児の自主性を尊重し、皆がイキイキのびのび活動できる環境・雰囲気を作って頂きありがたく思います。
- 泣く子が殆どなく落ち着いて生活している。
- とても可愛い姿が見られてよかったです。これからもよろしくお願いします。
- 子どもたちが元気に過ごしている様子が分かりました。ありがとうございました。

【保育について】

- いろいろな体験ができる工夫が感じられた。
- 活動の様子や掲示も楽しんでみる事ができた。
- 家でもやってみたい遊びだった。
- 先生の話すスピードが少し早いかと感じた。
- チャレンジタイムの走りに変化がほしい。笛はどうか？
- 先生の仕事ぶりに頭が下がる。子どもたちへの気配りが感じられる。
- 先生方が園児一人一人に声をかけ、よく見ておられとてもよかったです。
- 先生が一人一人に園児に声をかけられ丁寧な対応をしていた。
- 参観日に限らず普段からホワイトボードにその日の出来事がエピソードをまじえた内容で、展示されていて、そのことを家で話したりして子どもとの会話が広がる。
- 園でしていた遊びを家でもしてみたいです。
- たくさんの遊びで接して下さって安心してあずけられると改めて思いました。
- とても元気に園児が遊んでおり、職員の目配りもとてもよかったですと感じました。
- 見学できたのですが、雰囲気も先生方もとてもよかったです。
- いつも子どもたちの安全を守って保育をしていただいて、ありがとうございます。
- クラス全員の姿勢がよくなるまで待たれていて、ていねいに指導されているなど思いました。
- 先生方一人一人が、子ども達のことを「かわいい」と思って接して下さっているのが参観日にかかわらずいつもわかります。いつもありがとうございます。

【その他】

- 子どもたちが元気で仲良く成長してほしい。もし、悪いことをしたら、しっかり叱ってほしい。
- 子どもはそれぞれ楽しそうにしていた。ありのままを受け止めて声をかけてほしい。アンケートに主体的とかあるけど、保護者としては楽しく過ごしてくれたらそれでいい。園の取組も掲示してあるが、先生の負担になるのではと考える。いつも先生方に感謝しています。
- 人員確保とか難しいと思うがぎりぎりの中でやっている感じは伝わってくる。
- 子どもも困り、親もどうしたものかと考えていたら園長先生から声をかけてもらい、すっきりした気持ちで参観日を終わることができた。
- 時々「ご苦労様です」と言われる先生がいる。目下に向かって言う言葉なのでやめてほしい。
- 給食後の絵本の読みきかせの場所を変えた方が良い。1番遠くの子は、「見えない」「聞こえない」と言っていた。

- 園内環境はきれいにしてある。
- 製作展示がうれしい。
- 初めて来たので、アンケート項目 6、7 はよくわかりません。
- 給食の時に、一人一人の手拭きがほしい。

(4) アンケート結果を活かした取組み等

【保育・教育の充実に向けて】

- 手拭きの件では、発達や食べる様子に応じて対応している。給食参観で、園児の様子や意図についても話をしていく。
- チャレンジタイムの件では、園児が楽しく走ったり、体を動かしたりすることができているかについて検討していく。笛は、緊急指示や集合、合図の前の注意喚起等で使用している。使い方については、検討する。
- 人員確保・業務削減については、担当課に、充実職員の欠員補充をお願いする。業務削減に努める。
- 子どもの数が減ったことで、年齢構成からも子どもの様子が大人しく感じられたのではないかと思うが、体験活動など大人の丁寧な関わりができる良さもあり、家庭的な雰囲気は感じてもらえているのではないかと思う。
- 絵本を読む位置を園児の見やすい場所や高さを考慮し、全園児が絵本に集中できる環境にする。
- 今後も、地域や保護者の方と様々な交流を持ったり、自然と関われる多様な経験をさせたりしていく。
- 保護者への挨拶や言葉づかい等保護者の立場を意識しながら接するようになる。
- たくさんの温かい感想をいただいたので、引き続きよい評価をしていただけるように努力していきたい。
- 子ども達一人一人がのびのびと遊べる環境の工夫やかかわりなど日々職員間で話し合いながら計画していきたい。
- 項目 1 の園児のあいさつについて B 評価があったので、A 評価となるようにまずは周りの大人が手本となり引き続き取り組んでいきたい。(良い方に考えれば、集中して遊び込んでいたのかもしれないが)

【保護者の理解・啓発】

- 乳児期から就学前までの子どもの育ちについて、実際の子どもの姿からの見とりを 10 の姿に当てはめて掲示し、保護者に伝えている。そこで、何が育っているのかを伝え、発達の道筋に添って見てもらうことで、幼児理解や子育てのヒントとなればと考えている。
- 今後も、園児の様子を写真やコメントをつけて玄関掲示し、保護者へ発信していく。
- 子ども達の元気な様子が見れてよかったというご感想をいただいています。
園は、健康で明るい子(げんき)、情操豊かな子(やさしく)最後までやりぬく子(たくましく)の子どもを目指し、各年齢で育てたい姿に向けて計画をたて、環境を通して教育・保育を進めています。子ども達が安心して自分を出せれる大人がいる事、友達がいる事、遊びたいと興味、関心が向けれる遊びの環境がある事、年齢、個々の発達にあった遊びがあり、生活や遊びが学びの場となっています。
- 園生活は、家庭とは違う集団の中で学んでいき、一人一人の良さや可能性を伸ばし

ながら、個々の発達や育ちを支援していきます。

例えば、この度、3歳以上はちまきつくりに向けて笹の葉の準備をしていきました。3歳児は笹の軸の節目を折って、軸の皮をむく中で、中々折れない時、折り方を教えてもらおうと、じっと見て真似ようとする意欲、皮をむく時、試行錯誤していてやり遂げようとする自立心「手伝ってもいい?」と声をかけ、周りの友達が「いいよ」と手を差し伸べる協同性「ありがとう」と声をかけあう言葉を通して気持ちを伝える言葉と社会性の育ちがあちこちで見られました。軸の太さ、長さを比べたりしながら感覚として学んでいます。楽しいちまきつくりの為の準備、目的意識を持つての活動は、子ども自身の達成感になり、いま大事にされている“主体的”活動になっていきます。

4, 5歳児は、笹の葉を切る、その後軸の皮むきも行う中、集中して活動していました。集団の中で、育つ子ども達。時には、自分の思いと違う事柄をどう解決していくのかも葛藤を通して学んでいます。

- また、園の研究テーマ、「自分の体を十分に動かし さまざまな動きをしようとする～体を動かしたくなる環境と援助の工夫～」をののもと、「自分の体を動かして遊ぶことを楽しむ子」を育てています。

“体を動かせる環境作り”は、心はずませ、生き生きと体を動かすことを楽しむ為に、日々遊びを経験しています。体づくりを通し、意欲、自信につながる姿が育っていています。

- アンケートにて、1. 園児は、よくあいさつをし、明るく過ごしている。にcの評価をいただきました。ご意見の中に「自分からあいさつしてくれる子がたくさんいました。少し恥ずかしい子は、言ったら照れながらもしてくれたので気持ちがよかったです。」の感想もありましたので、恥ずかしくて自分から積極的にあいさつができない子もいたかもしれませんが、声をしていただくあいさつをするかと思えます。園外保育時、会う方に大きな声で挨拶を交わす姿も多く、今後も大人が見本となり積極的にあいさつをしていきたいと思えます。

- 今後も、職員の資質向上をめざし研鑽していきたい。

- 園児にとって職員も大切な環境であることを忘れず良い見本になり、園児一人一人に寄り添った関わりと声掛けをしていきたい。

【その他】

- アンケート項目1「園児はよくあいさつし○○○」の「あいさつ」を○で囲いDと書かれていた。

(「明るく過ごしている」はAで、総合評価はAであった。)

→あいさつ当番や、朝のあいさつ、お客様へのあいさつについては引き続き指導していくが、園児が、活動中、随時来られるたくさんの参加者に進んであいさつするのは難しいので、評価内容は「園児は、明るく過ごしている。」でもよいのではないかと感じる。

- 短時間の参観でアンケートに答えることが難しい保護者もあった。また、始めて来られた方にとっても答えにくい内容もあるので、アンケート内容を検討したい。

3 アンケート集計結果（小・中学校）

(1) 回収数

実施月	H29.6月	H29.10月	H30.6月	H30.10/11月	R1.6月
回収数（人）	153	206	178	153	218

(2) アンケート項目について

【A：よくあてはまる B：ややあてはまる C：あまりあてはまらない D：全くあてはまらない】

アンケート項目	実施月	A%	B%	C%	D%
1 子どもたちがよくあいさつをし、明るく過ごしている。	R1.6	61	35	4	0
	H30.10/11	59	37	4	0
	H30.6	67	28	4	1
	H29.10	67	32	1	0
	H29.6	59	37	4	0
2 子どもたちは落ち着いた雰囲気です学校生活を送っている。	R1.6	54	38	7	1
	H30.10/11	54	39	5	2
	H30.6	63	32	4	1
	H29.10	59	36	4	1
	H29.6	59	38	3	0
3 子どもたちがよく話を聞いたり、学習等に積極的に参加したりしている。	R1.6	56	38	5	1
	H30.10/11	63	30	5	2
	H30.6	69	28	3	0
	H29.10	59	34	6	1
	H29.6	62	35	2	1
4 教師はわかりやすい話や授業をしている。	R1.6	73	26	1	0
	H30.10/11	77	20	2	1
	H30.6	72	26	2	0
	H29.10	74	23	2	1
	H29.6	72	27	1	0
5. 職員のあいさつ、言葉遣いなどがよい。	R1.6	72	28	0	0
	H30.10/11	80	19	1	0
	H30.6	72	27	1	0
	H29.10	76	21	3	0
	H29.6	78	20	1	1
6 校内はきれいにされている。	R1.6	72	27	1	0
	H30.10/11	81	17	1	1
	H30.6	76	22	2	0
	H29.10	71	26	2	1
	H29.6	77	21	2	0

(3) 意見・感想 (○よい点 ●課題)

<大栄地区>

【児童・生徒の様子について】

- 長休憩、中庭で楽しそうに活動している姿がとても良かったです。
- 子ども達がとても活発で楽しそうに授業を受けていたのが印象的でした。
- 元気いっぱい過ごせていて安心しました。
- 一人授業中に席を立ったり私語をしたり非常に気になりました。(腹がたちました)先生は温かい声で声かけをその子にされていてすごいなと感心しました。しかし、あの態度はどうかと思います。クラス全体のリズムが崩れていくのではと心配です。先生はよくやっておられると思います。
- また参観したいです。
- 教室内に勉強意欲がない。
- 1年生のまだ園児の延長のような子ども達を見させていただき、先生も大変だろうなと思いました。元気な子ども達をお世話いただき、ありがとうございました。
- 子ども達の頑張っている様子が見れた。
- 楽しそうに授業を受けていました。
- 4月の参観日よりリラックスして授業を受けていた。

- 明るく楽しく、授業を受けている様子を見ることができました。しっかりと先生の話も聞いて反応し、良い授業だったと思います。自分の意見をしっかりと発表している所も良かったです。(1-2・5限目)
- 各学年の休憩時間に使う、サッカーボールの空気が全くなくて、かわいそう。
- 比較的落ち着いて授業に取り組んでいたと思います。久しぶりに生徒達に会えて嬉しかったです。
- ずっとずっと楽しみにしていた孫の参観日、私達の頃を思い出しながら参観しました。一緒になって勉強したいなあ。先生方の一生懸命な様子が伝わってきました。

【教職員・指導について】

- 2の1算数の学習、板書もきれい。4段階に分けて丁寧に指導している様子がうかがえる。定着度が高いと思われる。
- いつもありがとうございます。(2)
- ふざけている児童に対し、先生が厳しくしかっている姿が、とても良かった。
- 授業内容、教え方など自分や我が子の時とずいぶん違い勉強になりました。子ども達が伸び伸びとしているように感じ、心穏やかな気持ちになりました。先生方とても大変だと思いますが、子ども達のことよろしくお願いします。
- ・コナン2で学習している理由が知りたかった。
- 教師の発問について、全体の子どもの手が上がるようなところから少しずつ深めていったらどうでしょうか。一部の子どもの発言で授業が進んでしまうようにならない点や子ども同士が深め合える工夫がほしいと感じました。

- 3年生の水泳について水に浸って水に慣れるだけの授業のようで、1年生の水泳授業のようだった。ビート板を使用してバタ足くらいは教えてもよいと思います。
- 授業がとても分かりやすかったです。子ども達一人一人に関心がはらわれていました。
- プールの時、泳げない子をもう少し見てほしい。4年生のプールで、あまり泳げない子から泳ぐようにした方がもっと泳げるようになると思う。他の子より時間がかかるので、途中から先生の説明が聞けていないようでした。
- 班でまとめてリーダーがいるかいないかで雑談になっている。グループリーダーの育成が必要かと思いました。
 - ・授業は落ち着いて取り組まれているように感じた。先生も丁寧に指導されていた。あいさつは、1/3位が生徒から声をかけていたが、あとはこちらから声をかけると応えてくれた。お互いに学び合い、考え合う授業づくりを期待したい。
- 相変わらず見事な授業でした。後姿、体全体で聞いている、取り組んでいる。→定着度アップは当然である。導入の入試のテクニックで、子ども全体を引きつけ自然に集中させていた。2人（ペア）での話し合い、静かな中でも真剣に話し合っている。（2限3－1 国語・笠見教頭の授業）

【その他】

- トイレをきれいにしてほしい。
- 自転車に登校している生徒から、気持ちのよいあいさつをしてもらい、毎日いいスタートをきる事ができています。これからもよろしくお願いします。

（4）アンケート結果を活かした取組み等

【アンケート全般について】

- ・昨年度の2回目の学校公開アンケートと比較すると、3「子どもたちが話をよく聞いたり、学習などに積極的に参加したりしている。」5「教職員のあいさつ、言葉遣いなどがよい。」8「教師は、学習中あたたかい言葉や励ましの言葉をかけている。」のA評価の割合が下がっている。アンケートの結果を学校全体で共有し、原因を探りながら改善に取り組んでいきたい。

【授業改善について】

- ・アンケート2「子どもたちは落ち着いた雰囲気です学校生活を送っている。」のC評価の数値が少し上がっているため、個に応じた指導や支援を行うことで児童が落ち着いて過ごせるようにしていきたい。学校としては今回のアンケートの結果を真摯に受け止め、「笑顔あふれる元気な学校」を目指して教職員全体で取り組んでいきたい。
- おおむね好意的に見ていただいております、励みとして取り組みを継続していきたい。アンケート結果は全職員で共有し、簡単に改善できるところは速やかに改善する。

<北条地区>

【児童・生徒の様子について】

- 皆が意欲的に授業に取り組んでいた。
 - ・楽しそうな授業でよい。昔に帰って、こんな楽しい学習をしたい。
- 元気があってよい。ニコニコしているのがよい。
- 子どもの楽しそうな顔がたくさん見られてうれしかった。
- 調理実習なので、ついつい手が出そうになるのを押さえた。子供たちの姿が楽しく見られた。
- 通りすがりにあいさつをしてくれた子がいた。気持ちよかった。
- 2年生の成長を感じた。
- 3・5年生を見させてもらった。とても落ち着いていて集中してできるスピードで学習が進められているように感じた。
- 1年2組全員が楽しそうに、意欲的に学んでいてうれしかった。
- 初めての家庭科の参観で、自分から進んで行動している姿が見られてよかった。
 - ・ちょっとおしゃべりが多かった気もするが、楽しそうに授業を受けていた。

- 落ち着いて授業に集中していました。ありがとうございました。
- 元気があって活発な様子うかがえました。特に2、3年生はあいさつが元気で気持ちよかったです。
- 各学年雰囲気全く違い面白いと思いました。反面先生方のご指導が大変だなあと感じます。先生方お疲れを出さないよう子ども達のご指導よろしくお願いします。
- 落ち着いた雰囲気勉強しているように感じました。
- 黙々とがんばっている子ども達。成長を感じました。

【教職員・指導について】

- 先生の授業が分かりやすかった。
- 3の3、5時間目の授業ですが、実際の植物を使っての内容で分かりやすいと思った。
- 机の並びに工夫が見られた。
- 3年3組で発表する子どもたち一人ひとりに対して、誉め言葉をかけておられるのがとても印象的だった。すごくいい。見習いたい。
- 5年2組の算数が、とても面白くて楽しかった。保護者も楽しかったので、子どもたちも楽しかったと思う。気づいて顔がぱっと変わる様子は素晴らしかった。先生の世界にひきずりこまれた。
- 5年2組の参観をした。算数の授業で、どの子もお客さんにならず、自分が授業に参加している姿を、とてもうれしく思った。また、いろいろなヒントや認める言葉をかけてくださっていて、意欲をもって勉強ができているように思った。
- 1年1組で子どもたちの考えを上手に引き出して、学習を深めておられた。
- 校長先生の経営方針にのっとり、教師の指導が同じベクトルを向いていてよい。
- プール指導で先生が率先して入っておられて、感動した。
- 2の2「まよい犬」と6の2「分数×分数」の授業が、子どもたちをひきつけるような

授業展開や分かりやすい教え方をされていて、見入ってしまった。

- ハンセン病のことを今まで気にしてこなかったが、そういう人を見たことがあることを思い返した。もう少し話を聞きたかった。
- 先生の授業の進め方が間近に見られて、家での声かけなどに参考になった。
- リコーダーの音がキーキー騒がしく、耳に少しこたえた。
- 理科の授業で、黒板に図を描くなどしてもう少し詳しく教えてほしいと思った。後ろの児童はわからないようだった。
- ICT 機器の活用はされているが、その有効活用はなされているか再検討が必要だと思った。

【その他】

- 学級園の整備等、とてもよくされていた。
- のびのび育つ環境でよい。
 - ・一日ずっと見て回った。親のために、椅子が置いてあれば（休憩スペース的な）助かるなどと思った。
- 見えにくい場所に作品が配置してあるのが気になった。
 - ・授業とは関係ないが、トイレは上靴を履き替えた方がよいのではないかと思った。

(4) アンケート結果を活かした取組み等

【アンケート全般について】

- ・落ち着いた様子という感想をいただいたが、生徒が受け身にならないように、主体的・対話的で深い学びをねらいとする協同学習の手法を取り入れた授業改善に引き続き取り組んでいく。
- ・学年間の取組に差がでないよう、共通の指導事項については確認しながら徹底する。

【授業改善について】

- ・ICT 機器の有効活用について職員で検討する。
- ・同日公開日アンケートだけでなく、今後実施予定の「授業に関するアンケート」「学校生活アンケート」の結果等も参考にしながらPDCAサイクルをまわしていく。

【その他】

- ・階段付近の空きスペースに、椅子を準備する。
- ・作品展示の場所を点検する。
- ・トイレの上靴を履き替えることについては、トイレの構造や利用人数等を考えても難しい面がある。入口にマットを敷けないか検討する。

令和元年度 北栄町教育委員会計画訪問（後期）

【後期】

- 10月30日（水）午前 由良こども園
- 10月31日（木）午前 大誠こども園
- 11月 1日（金）午前 大谷こども園
- 11月 1日（金）午後 北条小学校
- 11月 5日（火）午前 北条こども園
- 11月 8日（金）午後 大栄中学校
- 11月12日（火）午前 北条中学校
- 11月13日（水）午後 大栄小学校